

- | | | | |
|-------|--|-------|--------|
| | | 本年度 | 15年度 |
| ・6月期 | | 1.45月 | → 1.7月 |
| ・12月期 | | 1.55月 | → 1.8月 |
- (3) 特例一時金（附則第7項及び第8項関係）
特例一時金を廃止することとした。
- (4) 附則
- ① 施行期日
平成15年1月1日から施行することとした。ただし、(2)②のイについては、平成15年4月1日から施行することとした。
- ② 平成15年3月に支給する期末特別手当に関する特例措置
平成14年4月からの年間給与について、民間との実質的な均衡が図られるよう平成15年3月期に支給される期末特別手当の額について、所要の調整を行うこととした。

◇熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 給料表
別表について、国に準じて改定を行うこととした。
- (2) 諸手当
- ① 扶養手当の改定（第9条関係）
- | | | | |
|--------------|---------|---|---------|
| ア 配偶者 | 16,000円 | → | 14,000円 |
| イ 子等のうち3人目以降 | 3,000円 | → | 5,000円 |
- ② 期末・勤勉手当の改定等（第16条、第17条関係）
- ア 3月期の期末手当を0.05月引き下げ
（期末勤勉手当年間支給月数 4.7月 → 4.65月）
- イ 平成15年度以降3月期の期末手当を廃止し、6月期、12月期に配分
- ウ 期末手当と勤勉手当の割合を改定
（一般の職員の場合の支給月数）
- | | | | |
|-------|------|-------|---------|
| | | 本年度 | 15年度 |
| ・6月期 | 期末手当 | 1.45月 | → 1.55月 |
| | 勤勉手当 | 0.6月 | → 0.7月 |
| ・12月期 | 期末手当 | 1.55月 | → 1.7月 |
| | 勤勉手当 | 0.55月 | → 0.7月 |
- (3) 特例一時金（附則第14項から第17項関係）
特例一時金を廃止することとした。
- (4) 附則
- ① 施行期日
平成15年1月1日から施行することとした。ただし、(2)②のイ及びウについては、平成15年4月1日から施行することとした。
- ② 平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置
平成14年4月からの年間給与について、民間との実質的な均衡が図られるよう平成15年3月期に支給される期末手当の額について、所要の調整を行うこととした。

◇熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 給料表
別表について、国に準じて改定を行うこととした。
- (2) 特例一時金（附則第9項及び第10項関係）
特例一時金を廃止することとした。
- (3) 附則
この条例は、平成15年1月1日から施行することとした。

◇熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例

- (1) 次に掲げる条例中、特例一時金に関する規定を削ることとした。
- ① 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例
- ② 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ③ 熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例
- ④ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例
- ⑤ 公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例
- (2) 次に掲げる条例中、3月期の期末手当を廃止することに伴う所要の規定整備を行うこととした。
- ① 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例
- ② 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ③ 熊本県職員等の育児休業等に関する条例
- (3) 附則
- (1) は平成15年1月1日から、(2) は平成15年4月1日から施行することとした。